

障害者グループホーム の開設を考 えている方へ

(本手引きの内容は令和 6 年 1 月現在の情報です。)



発行：杉並区居住支援協議会
障害者専門部会

障害者グループホーム（共同生活援助）とは

障害のある方が、相談や健康管理、食事、排泄、入浴等の必要な援助を受けながら共同生活を営む「住まいのこと」をいいます。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の第 5 条 17 項に「共同生活援助」と定められています

- * 単身での生活は不安があるので他から支援を受けながら地域の中で暮らしたい方の住まいとして、親なき後のことを考え自立した生活を体験したい方の体験の場として利用されています。
 - ・ 利用者は昼間それぞれ別の場所で就労や障害福祉サービスの利用などの活動を行います。それ以外の時間に食事の提供のほか必要とされる援助を受けながら生活を送ります。【介護サービス包括型グループホーム・外部サービス利用型グループホーム】
 - ・ 日中もグループホームで過ごす利用者の状況に応じた介護サービスを常時提供するグループホームがあります。【日中サービス支援型グループホーム】
- 実際の運営は社会福祉法人や NPO 法人などが担い、サービス管理責任者や世話人・生活支援員が本人や家族の希望が叶えられるよう支援しています。

杉並区では、総合計画や実行計画、保健福祉計画で障害者グループホームの整備を推進しています。

連絡先：杉並区保健福祉部障害者生活支援課施設整備担当 ☎03-3312-2111(内線 2277)

※グループホームの開設を考えている方へ、運営には法人格が必要です！

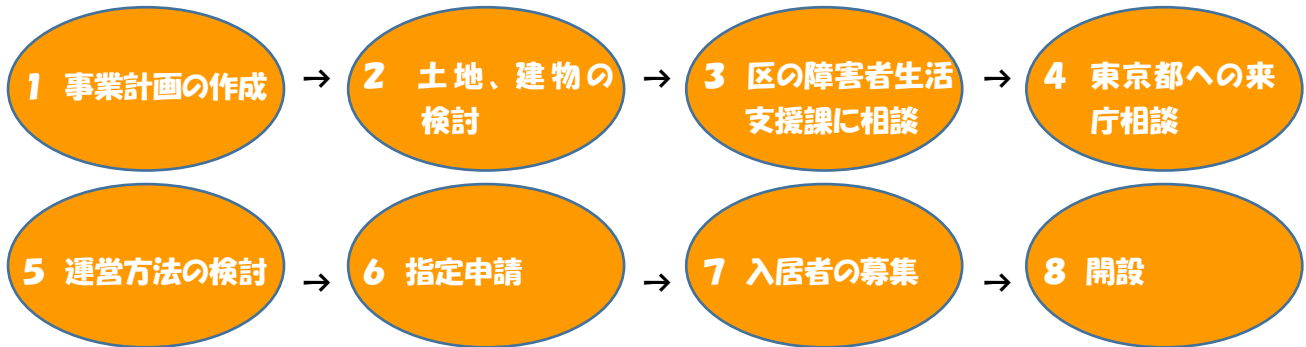
“まずは「障害者グループホーム」がどんな所か知りましょう”

「東京都障害者共同生活援助(GH)事業説明会」に参加する、障害者グループホームを見学するなどにより、イメージを膨らませ計画を立てましょう!!

(注) 東京都は、令和4年度より直近1年以内に上記の事業者説明会への参加が来庁相談を受ける条件となります。管理者かサービス管理責任者になる方が参加して下さい。



◆グループホーム開設までの流れ



1 事業計画の作成

どのようなグループホームを作りたいか事業計画を作る必要があります。

グループホームを開設するには、「障害福祉サービス」を行う事業者として、都知事の指定を受ける必要があります。東京都では、毎年「東京都障害者共同生活援助(GH)事業説明会」を開催しています。こちらに参加した管理者かサービス管理責任者の方が来庁相談に行きます。東京都福祉保健局のホームページに資料が掲載されますので、そちらをご一読ください。【<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>】

(居住担当：(公財)東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室)

目的	障害を持った方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう支援する施設です。この趣旨を踏まえご検討下さい。
開設時期	開設するには、時間がかかるので開設時期を計画する必要があります。
利用者像	障害種別(身体・知的・精神)、障害支援区分、性別(男性・女性)、日中活動先、入居前の状況などを想定します。
入居定員	定員によって建物規模、必要な職員数などが変わります。
支援内容	定員数、具体的な支援内容(食事提供、掃除・洗濯、健康管理、金銭管理、服薬管理の援助、緊急時の対応、余暇活動など)、1日のスケジュール等
収支計画	自己資金、寄付金、補助金、その他の収入、借入金等収入とかかる経費をシミュレーション。収支計画は東京都へ申請時に必要です。

2 土地、建物の検討

設備基準を満たしていないと指定を受けられません。

物件	自己所有、賃貸(大家さんの了解が必要)、どちらでも運営ができます。
周辺環境	交通の利便性、家族や地域住民との交流が図れるか確認しましょう。
構造面の法令	消防法(管轄消防署)、建築基準法・バリアフリー法(杉並区都市整備部建築課)、都市計画法(杉並区都市整備部管理課)等において規定があります。
建設・改修経費	施設建設に対して東京都の整備費補助制度があります。杉並区では精神障害者グループホームの開設準備経費(備品購入費用)の補助制度があります(杉並区保健福祉部障害者生活支援課)。
広さ、間取り	設置基準に合っているか、運営するうえで支障はないか確認を。

3 区の障害者生活支援課に相談

【グループホームの計画やニーズを確認しましょう。事業計画を説明しましょう。】

4 東京都に来庁相談

【来庁相談には、来庁時相談シート・物件の周辺図・物件の平面図を各2部ずつ用意します。(指定希望日の4か月前)】

説明は、必ず説明会に参加した運営法人の管理者かサービス管理責任者が行います。

【補助金の詳細内容、スケジュールは東京都へ確認してください】

東京都施設整備に関する補助金	障害者通所施設等整備費補助事業
借地に関する補助金	定期借地権の一時金に対する補助事業 借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業
開設に要した諸費用に関する補助金	開設準備経費等補助

(担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部施策サービス支援課生活基盤整備担当)

5 運営方法の検討

【事業開始後をイメージして具体的に検討しましょう】

バックアップ施設との連携に係る準備	夜間などにおける緊急時の対応等のため関係機関との連携及び支援体制を確保する必要があります。
医療機関との提携に係る準備	利用者の病状の急変等に備えるため事業所はあらかじめ協力医療機関を定め、協定等を締結する必要があります。
家賃と利用者負担金の設定	利用者実費相当分を徴収 食材料費（人件費を含めない）、家賃（生活するのに支障のない実費相当額）、光熱水費、日用品費、その他（歯ブラシ等個人用日用品など）
収支見込	運営を開始した後の収入と支出のシミュレーション
区の運営補助金	運営費加算、夜間支援加算、家賃助成、施設借上費等の補助（杉並区保健福祉部障害者施策課）。

【必要な職員（例・介護サービス包括型グループホーム）】 職員確保のための雇用計画を立てましょう。

	役割	配置基準
管理者	事業所の全体のマネジメント	事業所で常勤・専従1名。ただし業務に支障がない場合兼職可
サービス管理責任者	利用者支援のための個別支援計画作成、従事者に対する技術指導等	利用者数÷30以上 ・利用者が30人以下=1人 ・利用者が31~60人=2人
世話人	入居者の直接介助、相談対応など	利用者の数÷6以上
生活支援員	入居者の直接介助（食事や入浴、排泄等）	障害支援区分によります。〈例〉障害者支援区分3の利用者÷9など
夜間支援従事者	夜間及び深夜時間帯の直接介助	必要に応じて配置（夜勤又は宿直）

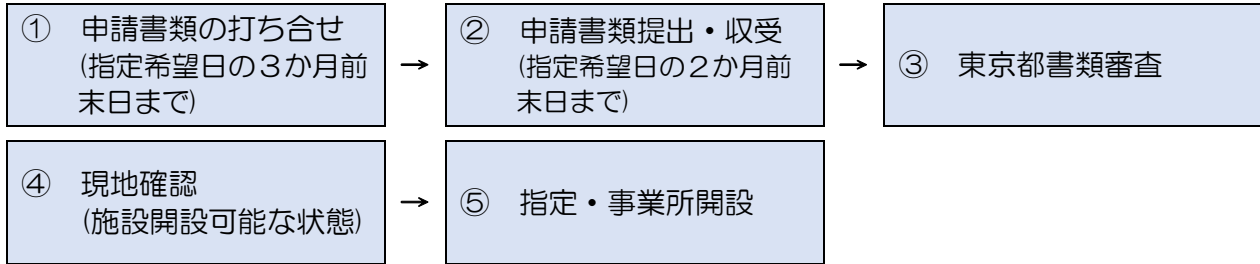
【必要な設備基準】

設置場所	住宅地又は利用者の家族、地域住民との交流の機会が確保される地域。（入所施設や病院の敷地内にはありません）
事業所定員	4人以上
1グループホーム当たりの定員（複数ユニット設置可）	新規建物の場合 2~10人 既存建物活用の場合 2~20人
ユニット定員	1ユニット入居定員は2人以上10人以下とする
居室の定員、面積	定員1人（認められた場合2名も可） 面積7.43㎡以上（収納設備を除く）※7.43㎡は畳約4.5畳です
ユニットに必要な設備	定員分の居室の他、一堂に会せる食堂・居間、台所、トイレ、洗面所、浴室等

(注) ユニット：建物内に複数の居室と日常生活に必要な設備が1つ以上整っている生活単位のことです。

6 指定申請

【事前準備が整ったら東京都へ申請の相談】



※申請書類は「障害者サービス情報書式ライブラリー」で検索できます。
 (担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当)

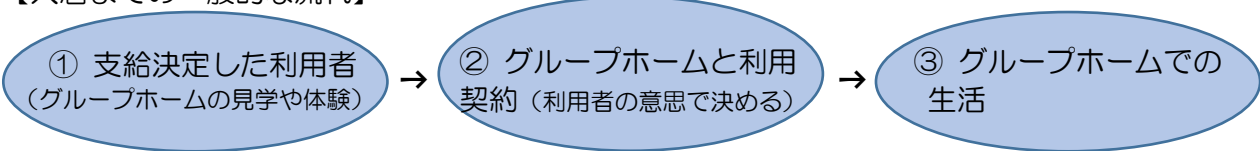
7 入居者の募集

【事業所の指定が確実にになったら、入居者の募集が可能です。区の障害者施策課に相談できます。】

8 開設

【利用にあたっては受給者証申請が必要になります。】
 受給者証申請などの相談は区の障害者施策課へ。

【入居までの一般的な流れ】



◆杉並区の現況

知的障害者グループホーム	58所
精神障害者グループホーム	9所
身体障害者グループホーム	3所

杉並区保健福祉事業概要
 令和5年度版（令和4年度実績）による

◆関連情報

杉並区保健福祉部障害者生活支援課 (グループホーム建設について)	電話03-3312-2111 (代表)
杉並区保健福祉部障害者施策課 (グループホーム運営について)	
杉並区都市整備部建築課 (建築確認申請に関すること)	
杉並区都市整備部管理課 (都市計画に関すること)	
(公財)東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室(居住担当)	グループホームの申請、運営、制度、加算など全般 電話03-6302-0286
東京都福祉保健局障害者施策推進部 施策サービス支援課生活基盤整備担当	電話03-5320-4152 電話03-5320-4377
障害者グループホーム普及に向けてのガイドブック (第4版) (発行：公益社団法人 東京共同住宅協会で有料頒布しています)	
公益社団法人 東京共同住宅協会 (グループホーム開設普及に取り組んでいます)	http://www.tojukyo.net/ 電話03-3400-8620
杉並区障害者グループホームマッチングコーディネート事業 杉並区では、障害者グループホームの開設を総合的に支援する事業を行っています。 お問合せ：杉並区役所 障害者生活支援課 電話：03-3312-2111 (内2277)	

※この手引きは、グループホームの開設をお考えの方に、開設までの流れや注意すべきポイントについて案内しています。記載したこと以外にも各種法律や条例などの規定がありますので東京都ホームページ等で必ず確認してください。